

(改正後)

(改正前)

(改正後)	(改正前)
<p>高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業実施要領</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和4年4月5日から施行する。</u></p> <p>様式1 (第3関係) (略)</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 県税の全税目で滞納がないことを証明する書類(ただし、県税の納税義務がない場合は、申立書(様式5))。<u>なお、証明書類に代わり、県税完納情報の提供に係る同意書【参考様式4】、及び本人確認書類の写し(※1)をもって代えることができる。</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p><u>(※1) 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し等。</u> <u>補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し等。</u> <u>(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイ</u></p>	<p>高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業実施要領</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(附則の追加)</u></p> <p>様式1 (第3関係) (略)</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 県税の全税目で滞納がないことを証明する書類(ただし、県税の納税義務がない場合は、申立書(様式5)) <u>(なお書きの追加)</u></p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p><u>(補足事項の追加)</u></p>

(改正後)

(改正前)

ナンバーの表示があるため提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

様式 2 ～ 様式 8 (略)

【参考様式 1 ～ 3】 (略)

【参考様式 4】

県税完納情報の提供に係る同意書

年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏 名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電 話 番 号	
生年月日 (個人の場合)	

私は、下記のことに同意します。

記

(1) 高知県次世代型ハウス・農業クラスター促進事業費補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税および地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関

様式 2 ～ 様式 8 (略)

【参考様式 1 ～ 3】 (略)

(参考様式追加)

(改正後)

(改正前)

<p><u>して、税務課から農業イノベーション推進課に県税の完納情報の提供を行うこと。</u></p> <p><u>(2)(1)の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。</u></p> <p><u>(3) 県税の完納情報の提供に当たり、農業イノベーション推進課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。</u></p> <p>【注意事項】</p> <p><u>・法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。</u></p> <p><u>・この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。</u></p> <p><u>・県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。</u></p> <p><u>・本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。</u></p>	
--	--